

件名 コロナ禍で申請が急増している住居確保給付金受給者に対して市独自の生活支援金を支給することについて記者会見を行います

リリース日時 9月18日(金)

概要 市議会9月定例会最終日（9月29日）の追加提出議案について、補正予算（第4号）案の主要事業である住居確保給付金受給者臨時生活支援金の支給に関する記者会見を行います。

日時 9月23日（水） 午後2時～

場所 東村山市役所いきいきプラザ3階マルチメディアホール

内容 住居確保給付金受給者臨時生活支援金の支給について

新型コロナウイルスの影響を受け、住まいを確保することが難しくなった住居確保給付金受給者に対し、多摩地域で初めて新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、臨時生活支援金を支給する事業。

- ・支給期間 令和2年10月1日から令和3年3月31日
- ・単身世帯 1万8千円（月額）
- ・複数世帯 3万円（月額）

問い合わせ 健康福祉部生活福祉課長 黒井(内線3111)